

地方消費税の引き上げ分に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費

地方消費税交付金 533,000千円のうち

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 293,150 千円

(歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,762,143 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

款	項	目	事業費	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県 支出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 (社会保障 財源化分)	その他
3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	245,691	15,046	5,000	82,824		142,821
		3.老人福祉費	671,601	3,583		39,101	105,211	523,706
		4.社会福祉施設費	72,732	37,111		7,696		27,925
		5.人権・同和対策費	7,631	463				7,168
		6.重度障がい者医療対策費	85,030	36,906		10,600		37,524
		7.障害者対策費	1,015,180	741,109		20,764	42,376	210,931
		8.介護保険対策費	480,843	2,800		17,000	77,128	383,915
		9.地域支援事業費	149,058	4,377		133,757		10,924
		2.児童福祉費	1.児童福祉総務費	54,529	9,423		2,255	
	2.児童措置費		584,677	422,564				162,113
	3.子ども医療対策費		87,936	42,279		800		44,857
	4.ひとり親家庭等医療対策費		20,920	10,297		200		10,423
	5.民間保育所費		483,271	333,928		39,724		109,619
	6.一般保育所費		452,720	2,393		41,243	68,435	340,649
	7.広域保育所費		12,165	7,809		1,881		2,475
	9.放課後児童対策費		100,693	67,670				33,023
	10.地域子育て支援事業		29,519	16,235		1		13,283
	3.生活保護等対策費		1.生活保護等総務費	104,587	51,102			
		2.扶助費	700,162	543,574				156,588
	4.衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	176,960	9,322		35,566	
2.予防費			169,432	60,899		817		107,716
3.健康増進対策費			54,318	3,222		6,342		44,754
6.食育対策費			2,488			14		2,474
合 計			5,762,143	2,422,112	5,000	440,585	293,150	2,601,296

※ 本表は、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき作成するものであり、消費税引上げ分について、社会保障政策に要する経費へ充当していることを明示するものである。